

新（平成27年8月21日農林水産省告示第2009号）	旧																
<p>（地鶏肉の規格） 第3条 地鶏肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="107 373 1086 499"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>飼 育 期 間</td> <td>ふ化日から<u>75日間</u>以上飼育していること。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	基 準	（略）	（略）	飼 育 期 間	ふ化日から <u>75日間</u> 以上飼育していること。	（略）	（略）	<p>（地鶏肉の規格） 第3条 地鶏肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 373 2116 499"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>飼 育 期 間</td> <td>ふ化日から<u>80日間</u>以上飼育していること。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	基 準	（略）	（略）	飼 育 期 間	ふ化日から <u>80日間</u> 以上飼育していること。	（略）	（略）
事 項	基 準																
（略）	（略）																
飼 育 期 間	ふ化日から <u>75日間</u> 以上飼育していること。																
（略）	（略）																
事 項	基 準																
（略）	（略）																
飼 育 期 間	ふ化日から <u>80日間</u> 以上飼育していること。																
（略）	（略）																
<p>第4条 地鶏肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="107 563 1086 1436"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表 示 事 項</td> <td> <p>食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定（名称については、第18条第1項、第20条、第24条第1項及び第25条に規定する販売形態に応じた義務表示の特例を除く。）に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。</p> <p>[削る。]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 内容量（<u>容器包装に入れたものに限る。</u>）</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>(5) (略)</p> <p>[削る。]</p> </td> </tr> <tr> <td>表 示 の 方 法</td> <td> <p>食品表示基準の規定に従うほか、名称、組合せ、飼育期間、飼育方法及び内容量の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 名称 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「名称」又は「品名」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。ただし、ささみ等にあつては、商品名中に「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位名を加え、「名称」又は「品名」の文字を冠して、「地鶏ささみ」等と記載すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>[削る。]</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	基 準	表 示 事 項	<p>食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定（名称については、第18条第1項、第20条、第24条第1項及び第25条に規定する販売形態に応じた義務表示の特例を除く。）に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。</p> <p>[削る。]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 内容量（<u>容器包装に入れたものに限る。</u>）</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>(5) (略)</p> <p>[削る。]</p>	表 示 の 方 法	<p>食品表示基準の規定に従うほか、名称、組合せ、飼育期間、飼育方法及び内容量の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 名称 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「名称」又は「品名」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。ただし、ささみ等にあつては、商品名中に「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位名を加え、「名称」又は「品名」の文字を冠して、「地鶏ささみ」等と記載すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>[削る。]</p>	<p>第4条 地鶏肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 563 2116 1436"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表 示 事 項</td> <td> <p><u>1 次に掲げる事項を表示してあること。</u></p> <p>(1) 名称 (2)～(4) (略) (5) 内容量 (6) <u>品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限、それ以外のものにあつては賞味期限</u> (7) 保存方法 (8) (略)</p> <p><u>2 容器に入れ、又は包装したもの以外のものにあつては、1の(5)から(7)までに掲げる事項を省略することができる。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>表 示 の 方 法</td> <td> <p><u>1 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u></p> <p>(1) 名称 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「名称」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。ただし、ささみ等にあつては、商品名中に「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位名を加え、「名称」の文字を冠して、「地鶏ささみ」等と記載すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>消費期限又は賞味期限</u> 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）を、それ以外の冷凍保存したものその</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	基 準	表 示 事 項	<p><u>1 次に掲げる事項を表示してあること。</u></p> <p>(1) 名称 (2)～(4) (略) (5) 内容量 (6) <u>品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限、それ以外のものにあつては賞味期限</u> (7) 保存方法 (8) (略)</p> <p><u>2 容器に入れ、又は包装したもの以外のものにあつては、1の(5)から(7)までに掲げる事項を省略することができる。</u></p>	表 示 の 方 法	<p><u>1 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u></p> <p>(1) 名称 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「名称」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。ただし、ささみ等にあつては、商品名中に「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位名を加え、「名称」の文字を冠して、「地鶏ささみ」等と記載すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>消費期限又は賞味期限</u> 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）を、それ以外の冷凍保存したものその</p>				
事 項	基 準																
表 示 事 項	<p>食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定（名称については、第18条第1項、第20条、第24条第1項及び第25条に規定する販売形態に応じた義務表示の特例を除く。）に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。</p> <p>[削る。]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 内容量（<u>容器包装に入れたものに限る。</u>）</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>(5) (略)</p> <p>[削る。]</p>																
表 示 の 方 法	<p>食品表示基準の規定に従うほか、名称、組合せ、飼育期間、飼育方法及び内容量の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 名称 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「名称」又は「品名」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。ただし、ささみ等にあつては、商品名中に「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位名を加え、「名称」又は「品名」の文字を冠して、「地鶏ささみ」等と記載すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>[削る。]</p>																
事 項	基 準																
表 示 事 項	<p><u>1 次に掲げる事項を表示してあること。</u></p> <p>(1) 名称 (2)～(4) (略) (5) 内容量 (6) <u>品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限、それ以外のものにあつては賞味期限</u> (7) 保存方法 (8) (略)</p> <p><u>2 容器に入れ、又は包装したもの以外のものにあつては、1の(5)から(7)までに掲げる事項を省略することができる。</u></p>																
表 示 の 方 法	<p><u>1 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u></p> <p>(1) 名称 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「名称」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。ただし、ささみ等にあつては、商品名中に「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位名を加え、「名称」の文字を冠して、「地鶏ささみ」等と記載すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>消費期限又は賞味期限</u> 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）を、それ以外の冷凍保存したものその</p>																

	<p>[削る。]</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>		<p>他のものにあつては賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）を、「消費期限」又は「賞味期限」の文字を冠して、次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>ア 平成22年3月29日</p> <p>イ 22. 3. 29</p> <p>ウ 2010. 3. 29</p> <p>エ 10. 3. 29</p> <p>オ 220329</p> <p>カ 100329</p> <p>(7) 保存方法 「保存方法」又は「保存温度」の文字を冠して、「4℃以下で保存すること」、「4℃以下」等と記載すること。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 表示事項の項に規定する事項の表示は、容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は地鶏肉に近接した掲示その他の見やすい場所にしてあること。</p> <p>3 容器又は包装に表示する場合には、当該表示に用いる文字は、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z 8305(1962)（以下「JIS Z 8305」という。）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150cm²以下のものにあつては、JIS Z 8305に規定する6ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができる。</p> <p>4 この条中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」と記載することができる。</p>
表示の方式等	食品表示基準の規定に従うほか、表示可能面積がおおむね150cm ² 以下の容器包装に表示する場合には、名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び表示事項の項の(1)から(5)までに規定する事項の表示に用いる文字は、日本工業規格Z 8305(1962)に規定する6ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。	[新設]	[新設]
表示禁止事項	食品表示基準の規定に従うほか、次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1)～(3) (略)	表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1)～(3) (略)